

情報通信技術(ICT)を活用した審査に関する規則

一般財団法人発電設備技術検査協会
認証センター

1. 適用

この規則は、一般財団法人発電設備技術検査協会 認証センター（以下「JAPEIC-MS&PCC」という。）がIAF MD4に則り、情報通信技術（ICT）を活用した認証審査を適用した場合について規定します。

1.1 定義

1.1.1 情報通信技術（ICT）

ICTとは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用すること。

ICTには、スマートフォン、携帯端末、PC、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他のソフトウェアやハードウェアが含まれます。

1.1.2 仮想サイト

利用者が物理的な所在地に関わらずプロセスを実行することのできるオンライン環境を用いて、組織が業務の実施又はサービスの提供を行う仮想の場所。

注記 1: 例えば、倉庫保管、製造、物理試験を行う試験所、物的製品の設置や修理など、物理的な環境でプロセスを実施しなければならない場合、仮想サイトとはみなしません。

注記 2: 仮想サイト（例：企業のインターネット）は、審査工数の計算上、一つのサイトとみなします。

1.1.3 リモート審査

情報通信技術（ICT）を活用した審査。

2. ICT の利用例

- 1) 音声、映像及びデータ共有を含む、ICT を用いた会議。
- 2) ICT による文書及び記録の審査。
- 3) 静止画、動画又は音声の記録を用いて、情報及び証拠の記録。
- 4) 遠隔地又は危険の可能性があるロケーションへの映像／音声アクセスの提供。

3. ICT を効果的に活用する目的

- 1) 従来型の審査品質を維持するため、十分に柔軟で自由な ICT の利用の方法を提供します。
- 2) 審査プロセスの完全性を損なうような誤用を避けるため、適切な管理がされていることを確実にします。
- 3) 安全性と持続可能性の原則を支援します。

4. 機密保持

認証審査を通してセキュリティ及び機密性を確実に維持するための処置を講じる必要があります。なお、ICT の利用について、被認証組織との間で情報セキュリティ及びデータの保護及び規則に従って相互の合意をします。合意が得られなければ別の方法を使用する必要があります。

5. ICT 活用に伴うリスク及び機会

ICTを活用するごとに以下を考慮して審査計画書を作成します。

- 1) データ採取方法(データ入力作業)の信頼性。
- 2) 改ざん防止、更新不可のプロテクトの仕組み。
- 3) 通信速度不足や予期せぬエラーにより審査が計画どおり進まない可能性。

5-1.具体的なリスクの例示

- ① 情報漏洩。
- ② 審査員が確認できる情報は被監査者が提供する情報と同期されており、審査員が自ら主体的にサンプリングし自由に閲覧ができない。都合が悪いことを隠蔽される可能性。

5-2.具体的な機会の例示

- ① 緊急事態又は特殊な状況下の事象に対して訪問での審査がなくなり安全な場所での審査。
- ② 施工現場への立入の制約回避(安全教育受講や放射線従事者登録)。
- ③ 溶接作業中の確認やボイラ等の高所での立入回避(危険回避)。
- ④ 映像や静止画による記録確認による現地訪問時期の制約回避。都合の良い時期の確認。

6. ICT 活用程度の調査(事前接続調査)

リスクを低減・回避することを目的として実施します。この調査は、審査の度、実施し、提案されたICTの利用を確実にするために必要なインフラを備えていることをあらかじめ確認します。ネットワークの接続状況、ネットワークの範囲、映像の鮮明さ等を確認します。調査は、現地施工を含み、サンプリングされた全ての現地を調査します。審査当日にネットワーク障害等のトラブルがあった場合の審査代替日等の打合せをします。なお、事前接続調査はチームリーダ又は/及びチームメンバが実施します。

7. 事前接続調査の方法

事前接続調査場所は、リモート審査を実施する場所で実施します。また、実施時期は合理的な時期に行います。実施者(審査員)は結果を「リモート審査の確認書」に記録します。使用するPCは、組織の準備するPC又はJAPEIC-MS&PCCが持参するPCとします。

事前接続調査の時期を例示します。なお、例示に限定するものではありません。

- ① JAPEIC-MS&PCC事務所から組織事務所(各拠点・現場含む)を審査する場合:
審査の1~2週間前にJAPEIC-MS&PCC事務所において、組織事務所と事前接続調査する。
- ② 組織事務所から組織の各拠点(現場含む)を審査する場合:
 - イ) JAPEIC-MS&PCC事務所と組織事務所が近いケース:審査の1~2週間前に組織事務所において、各拠点と事前接続調査する。
 - ロ) JAPEIC-MS&PCC事務所と組織事務所が遠いケース:審査前日午後(前泊の到着日な

ど)、組織事務所において、各拠点と事前接続調査する。

- ハ) リモート審査部門が少ないケース:リモート審査部門が開始される前の適当な時間(審査期間中に行うが、審査の有効時間外に行う)、組織事務所において、各拠点を調査する。

8. 審査計画の作成にあたって

ICT 利用に際して考えられるリスク及び機会を考慮したうえで、審査プロセスの完全性を維持するため、また、審査の有効性及び効率性を最適化できているかのため、ICT がどのように活用されるか及び活用の程度を特定します。原則、事前接続調査前に計画書を作成します。

9. 審査員の力量

活用する ICT を理解し、システムの要素との関係をレビューし、審査基準を満たしているか判断できる者。また、ICTにおけるリスク及び機会並びにICTを活用して収集した情報の妥当性及び客観性を判断できる者を手配します。

10. ICT を審査で活用する場合の審査工数

ICT を用いた審査は、「実地審査工数」とします。事前接続調査は審査工数に含める場合があります。何らかの影響により必要な場合には、その理由を明記し審査工数を増減します。

11. 審査報告書への反映

審査の実施に際して、どの程度 ICT を活用したか、及び審査の目的を達成するにあたっての ICT の有効性を審査報告書内で示します。

12. 合意事項

リモート審査のためのリスク回避事項、機密保持等、合意頂く事項を付属書 1 に例示します。

13. 審査の観点

審査の観点を付属書 2 に例示します。

付属書1

合意事項例

- ① リモート審査であっても、実地訪問と変わらない審査品質を保つための同意事項です。審査品質に影響が懸念した場合は、審査を中断する場合があります。
- ② 通信遮断や画像不鮮明等による曖昧さのリスクを回避するため、審査前に接続テスト実施します。
- ③ 接続テストには、現地等を含み電波の範囲を確認します。
- ④ 品質マニュアル等の社内規程について、審査時に画面共有で提示できるように準備をお願いします。
- ⑤ 品質方針、品質目標、内部監査結果、MR結果、顧客満足度結果、不適合管理、その他審査に必要となる資料を事前に必要となる記録をあらかじめ電子データ化して画面共有できるようにするか、データ送信をお願いします。
- ⑥ 施工実績をサンプリングしますので、どのような工事実績があるのかリスト等でお知らせください。
- ⑦ 接続テスト時に、どの施工実績をサンプリングするか決定します。
- ⑧ 決定した案件は審査当日までに、受注前の引き合い情報から納品後のフォローまでの工事一式の記録を画面共有できるようお願いします。
- ⑨ サンプリングした施工案件に関する、要員の力量、計測器、外注先評価/登録情報等の一連の業務フローを確認しますので、画面共有等ができるようにお願いします。施工現場でも、施工中案件について同様の情報を確認します。
- ⑩ 施工現場では、作業者へもインタビューします。
- ⑪ 情報セキュリティー及びデータ保護対策の観点から、ウィルス対策ソフトのインストールを必須とし、WEB会議ソフトの機能を使用しての録音及び録画は禁止とします。また、WEB会議開催のためのパスワード等は組織及び認証機関において、パスワード漏洩防止のため関係者以外秘として下さい。

計画書番号:
接続調査日:
実施者:

リモート審査の確認書
○で囲むか記載して下さい。

1. 情報通信技術の所有状況

- ① 使用OS:
- ② WEB会議用アプリ: zoom, Teams, Skype, Webex その他(.....) 有償版 無償版
- ③ 事務所の対面カメラ: PC内臓型 有線接続の据置き型 その他(.....)
- ④ 文書・記録のカメラ: 画面共有 書画カメラ 事務所のカメラ その他(.....)
- ⑤ 現地のネットワーク: wifi モバイルネットワーク
- ⑥ 現地のカメラ: スマートフォン タブレット ウェアラブルカメラ ドローン その他(.....)
- ⑦ ハウリング対策: 会議室分散 ノイズキャンセリングマイク ヘッドホン・イヤホン その他(.....)
- ⑧ その他の事項:

2. 確認結果

- ① サンプリング案件をリスト等で確認した できなかった
出来なかった場合の理由と本審査での対応方法(.....)
- ② 現地を含めて全ての調査した 一部できなかった できなかった
できなかった場合の部門と代替方法(.....)

3. 事前調査の結果

リモート審査を実施 可能 實施不可

4. 本審査に向けて、引き継ぐ事項(該当する場合)

記載例:

KYボード、機器点検チェックリスト、計測器保管場所等スマホカメラで確認しました。
原子力発電所の施工現場での映像撮影はカメラの持ち込みが不可です。
本社から接続した際に、同じ会議室にもう一人(複数で)接続していると、ハウリングが起こることを担当者に伝えました。
現場事務所については、顧客の休憩所を借りている状況で、現場からのWeb対応は無理なため、所轄の事務所と接続して審査します。

付属書2

審査の観点例示

確認項目	確認内容
活用目的	<p>① 審査活動の何に活用するのかを特定する。</p> <p>② 会議室での対面審査をテレビ会議／Web会議に置き換えるのか、あるいは施工現場での施工管理状況の確認を映像や静止画で審査することも含まれるのかを確認する。</p>
活用範囲	<p>① 情報セキュリティ等に伴い活用範囲が制限される可能性を考慮し、活用できる範囲を特定する。</p> <p>② 全ての認証範囲において活用できるか、あるいは活用範囲が限定されるのか確認する。</p> <p>③ 全てのサイト／エリアで活用できるのか、あるいは活用できるサイト／エリアが限定されるのか確認する。</p>
インフラ整備	<p>① インフラの整備状況を確認し、テレビ会議／Web会議システムに社外からの接続が可能か、可能な場合の接続条件を確認する。</p> <p>② 接続ソフトを確認する。</p>
資料共有方法	<p>① 審査員が自ら主体的にサンプリングできる方法について確認する。(一般的なICT活用では審査員が確認できる情報は被監査者が提供する情報と同期されており、審査員が自ら主体的にサンプリングし自由に閲覧ができないことが懸念される。)</p> <p>② 事前に要求した資料を配付するのか、あるいはサーバの共有フォルダーに自由にアクセスできるのかを確認する。</p> <p>③ 映像や静止画で確認する場合には、編集の防止や識別情報の写し込みの要求を含めて事前に撮影対象を要求できることを確認する。</p>
事前接続調査	<p>① テレビ会議／Web会議の接続、資料配布やサーバへのアクセス、映像や静止画の提供内容について事前に確認し、審査・評価での活用可否や活用の程度・範囲について判断する。また、サンプリングした全ての現場でテストする。現場では、ワイヤレス通信の有効範囲を確認し、備えつけの要領書、機材の管理番号等の文字が識別できることを確認する。</p>

認証規則第3号
制定 2021年4月1日
最終改正 2022年3月9日

情報通信技術(ICT)を活用した審査の規則 改訂履歴

改正	改正年月日	改正概要
0	—	情報通信技術(ICT)を活用した審査について、ISO認証事業及びPCC事業共通の規則として制定。
1	2022年3月9日	・事前接続調査の方法について記載した。 ・接続時の情報を引き継げるよう様式を制定した。